

平成 25 年 7 月 19 日

各 位

株式会社関西アーバン銀行

「自然災害補償付き住宅ローン」の取扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：北 幸二）は、エース損害保険株式会社（代表取締役社長兼 CEO：ジェフ・ヘイガー）と提携し、平成 25 年 7 月 22 日より「自然災害補償付き住宅ローン」の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本住宅ローンは、住宅ローンのご融資対象物件であるご自宅が自然災害に罹災した場合に、罹災の程度に応じて一定期間の住宅ローン約定返済額相当額を補償（払い戻し）させていただくことで、万一の自然災害発生時に、住宅ローンご返済負担を軽減し、お客さまの生活再建をサポートする商品です。地方銀行では初めての取扱いとなります。

当行は、今後もお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、一層の商品・サービスの充実に努めてまいります。

記

1. 商品内容

商品名	自然災害補償付き住宅ローン
お使いみち	下記の住宅ローン・ご自宅が対象となります。
対象となる住宅ローン	(1) 住宅ローンの資金使途が以下のいずれかであること。 ・建物購入（建築・増改築）資金、またはそれに係る諸費用が含まれていること。 ・建物購入（建築・増改築）資金を当初の資金使途に含む他行住宅ローンの借換資金、またはそれにかかる諸費用であること。 (2) 新たに当行でご契約される、以下を除く住宅ローンであること。 ・預金連動型住宅ローン ・セカンドハウスローン ・買い換え住宅ローンの売却損口
対象となるご自宅	(1) ご融資対象物件が、昭和 57 年 1 月 1 日以降の建築年月日であること。 (2) 借主となるお客さまご本人居住用の物件であること。
ご融資利率	住宅ローン通常金利に年 0.1% 上乗せとなります。
補償内容	ご融資対象物件であるご自宅が、自然災害（※）に罹災した場合に、その罹災の程度に応じた下記回数分の住宅ローン約定返済額相当額を補償（払い戻し）します。 ・全壊 約定返済 24 回分 ・大規模半壊 約定返済 12 回分 ・半壊 約定返済 6 回分 （※）自然災害とは、水災、風災・ひょう災・雪災、落雷または地震・噴火・津波を直接もしくは間接の原因とする火災・損壊・埋没または流出をいいます。

2. 取扱開始日

平成 25 年 7 月 22 日（月）

以 上

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行